特定非営利活動法人　オレンジハウス　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人オレンジハウスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐北区落合南三丁目１２番２４号2Fに置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、障害者が、地域社会において自立した生活を営むことができるよう、支援する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(3)障害者の地域生活を支援する事業

(4)障害者の社会参加のための地域交流事業

(5)他機関・事業所等との情報交換・ネットワーク化等を促進するための事業

(6)その他、第３条の目的遂行のために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会し、事業を推進する個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、事業等に協力する個人及び団体

（入会）

第７条　会員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業・活動等に協力できる者でなければならない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理　事　６人以上
(2)　監　事　２人
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
４　前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合に限り、第１項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、施設長、事務局長、その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、第24条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第24条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第 33 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び第 38 条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）

第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 49 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 53 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）
第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	飯田　勉
副理事長	信廣　政治
副理事長	栗田　彦
理事	井手下　久登
理事	谷口　健子
理事	中村　紀久江
理事	山口　ルリ子
理事	松川　久美子
理事	新宮原　正子
理事	小林　茂樹
監事	内山　浩
監事	有馬　秀紀

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員（個人）	入会金	無料	年会費	３，０００円
(2)	正会員（団体）	入会金	無料	年会費	３０，０００円
(3)	賛助会員（個人）	入会金	無料	年会費	２，０００円
(4)	賛助会員（団体）	入会金	無料	年会費	１０，０００円

2026年度の事業計画書

2026年 4月 1日から2027年 3月 31日まで

法人名　特定非営利活動法人オレンジハウス

1　事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型 オレンジハウスの運営	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C)10名	(D)通所者(E)30名	36,432
	下請け作業 (ストラップ検品・ネジ組み立て・スポンジ型取り等)	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C) 10名	(D)通所者(E)30名	
	自主製品作成作業 (エコバック、布草履などの手芸品)	(A)バザー前、注文時 (B)オレンジハウス(C) 8名	(D)通所者(E)10名	
	通所者工賃支払	(A)月1回 (B)オレンジハウス (C) 4名	(D)通所者(E)30名	
(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業(計画相談) 開所準備中	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C)2名	(D)通所者・相談者 (E)10名	400
(3)障害者の地域生活を支援する事業	通所者交通費支払	(A)月1回 (B)オレンジハウス (C) 4名	(D)通所者(E)15名	820
	レクレーション活動事業 (スポーツ・バスハイクなど)	(A)月1回 (B)広島市 (C) 10名	(D)通所者・地域支援者(E)40名	
(4)障害者の社会参加のための地域交流事業	地域清掃(作業所周辺清掃、道路の草取りなど)	(A)随時　(B)オレンジハウス周辺 (C) 10名	(D)通所者・地域支援者　(E)40名	0
	店舗、バザー販売(自主製品)	(A)随時　(B)安佐北区他 (C) 7名	(D)通所者・来店者 (E)150名	
(5)他機関・事業所等との情報交換・ネットワーク化等を促進するための事業	自立支援協議会、研修などへの参加	(A)随時　(B)安佐北区他 (C) 10名	(D)職員　(E)10名	40
(6)その他。第3条の目的遂行のために必要な事業	実施予定なし			

計　37，692千円

2027年度の事業計画書

2027年 4月 1日から2028年 3月 31日まで

法人名　特定非営利活動法人オレンジハウス

1　事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位:千円)
(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型 オレンジハウスの運営	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C)10名	(D)通所者(E)30名	37,910
	下請け作業 (ストラップ検品・ネジ組み立て・スポンジ型取り等)	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C) 10名	(D)通所者(E)30名	
	自主製品作成作業 (エコバック、布草履などの手芸品)	(A)バザー前、注文時 (B)オレンジハウス(C) 8名	(D)通所者(E)10名	
	通所者工賃支払	(A)月1回 (B)オレンジハウス (C) 4名	(D)通所者(E)30名	
(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業(計画相談)	(A)月～金 (B)オレンジハウス (C)2名	(D)通所者・相談者 (E)40名	1,200
(3)障害者の地域生活を支援する事業	通所者交通費支払	(A)月1回 (B)オレンジハウス (C) 4名	(D)通所者(E)15名	820
	レクレーション活動事業 (スポーツ・バスハイクなど)	(A)月1回 (B)広島市 (C) 10名	(D)通所者・地域支援者(E)40名	
(4)障害者の社会参加のための地域交流事業	地域清掃(作業所周辺清掃、道路の草取りなど)	(A)随時　(B)オレンジハウス周辺 (C) 10名	(D)通所者・地域支援者　(E)40名	0
	店舗、バザー販売(自主製品)	(A)随時　(B)安佐北区他 (C) 7名	(D)通所者・来店者 (E)150名	
(5)他機関・事業所等との情報交換・ネットワーク化等を促進するための事業	自立支援協議会、研修などへの参加	(A)随時　(B)安佐北区他 (C) 10名	(D)職員　(E)10名	40
(6)その他。第3条の目的遂行のために必要な事業	実施予定なし			

計　39，970千円

2026 年 度 活 動 予 算 書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 オレンジハウス

（単位：円）

科目	金額			備考
Ⅰ 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	57,000			3000円×19名
賛助会員受取会費	6,000	63,000		2000円×3名
2. 受取寄附金				
受取寄附金	50,000	50,000		
3. 事業収益				
自立支援事業収益	2,800,000			
地域交流事業収益	350,000	3,150,000		下請け作業、自主製品作成 バザー、店舗(はあと)売上
4. 受取助成金				
作業所通所者交通費助成金	420,000			
福祉サービス給付金	35,500,000	35,920,000		広島市より通所者交通費助成金 就労継続支援B型事業収入
5. その他収益				
物価高騰支援金	116,000			
受取利息	7,000			
雑収益	30,000	153,000		預金利息
経常収益計			39,336,000	
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	25,500,000			職員10名
法定福利費	1,900,000			社会保険料
通所者交通費(通所手当)	420,000			通所者交通費支払い
工賃支払	2,700,000			通所者工賃支払い
人件費計	30,520,000			
(2) その他経費				
消耗品費	350,000			
修繕費	100,000			
燃料費	80,000			
賃借料	4,684,000			12月より家賃増加
報償費	550,000			
研修費	40,000			
備品	300,000			
雑費	150,000			
保健衛生費	15,000			
生活訓練費	250,000			
自主製品材料費	200,000			
教養娯楽費	400,000			
旅費	45,000			
会議費	8,000			
その他経費計	7,172,000			
事業費計		37,692,000		
2. 管理費				
(1) その他経費				
光熱水費	650,000			
通信費	400,000			
雑費	300,000			
その他経費計	1,350,000			
管理費計		1,350,000		
経常費用計			39,042,000	
当期正味財産増減額			294,000	
前期繰越正味財産額			8,447,368	
次期繰越正味財産額			8,741,368	

※ 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

※その他の事業は実施を規定していません。

2027 年 度 活 動 予 算 書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 オレンジハウス

（単位：円）

科目	金額			備考
Ⅰ 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	57,000			3000円×19名
賛助会員受取会費	6,000	63,000		2000円×3名
2. 受取寄附金				
受取寄附金	50,000	50,000		
3. 事業収益				
自立支援事業収益	2,900,000			
地域交流事業収益	350,000	3,250,000		下請け作業、自主製品作成
				バザー、店舗（はあと）売上
4. 受取助成金				
作業所通所者交通費助成金	420,000			
福祉サービス給付金	36,000,000			広島市より通所者交通費助成金
相談支援事業給付金	2,000,000	38,420,000		就労継続支援B型事業収入
				相談支援事業収入
5. その他収益				
物価高騰支援金				
受取利息				
雑収益	7,000			
	30,000	37,000		預金利息
経常収益計			41,820,000	
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
（1）人件費				
給料手当	26,500,000			職員11名
法定福利費	2,000,000			社会保険料
通所者交通費（通所手当）	420,000			通所者交通費支払い
工賃支払	2,800,000			通所者工賃支払い
人件費計	31,720,000			
（2）その他経費				
消耗品費	500,000			
修繕費	100,000			
燃料費	80,000			
賃借料	5,712,000			
報償費	550,000			
研修費	40,000			
備品	200,000			
雑費	150,000			
保健衛生費	15,000			
生活訓練費	250,000			
自主製品材料費	200,000			
教養娯楽費	400,000			
旅費	45,000			
会議費	8,000			
その他経費計	8,250,000			
事業費計		39,970,000		
2. 管理費				
（1）その他経費				
光熱水費	800,000			
通信費	500,000			
雑費	400,000			
その他経費計	1,700,000			
管理費計		1,700,000		
経常費用計			41,670,000	
当期正味財産増減額			150,000	
前期繰越正味財産額			8,741,368	
次期繰越正味財産額			8,891,368	

※ 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

※その他の事業は実施を規定していません。